

2014年5月16日

## 「知的財産推進計画2014」の策定に向けた意見

BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス

BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス<sup>1</sup>（以下「BSA」）は、「知的財産推進計画2014」の策定に向けて以下の通り意見を提出します。以下の意見は、「知的財産推進計画2014」全般（知的財産の保護—海賊版・模倣品対策）に関する意見です。

知財推進計画の策定が始まって以来、海賊版・模倣品を含む権利侵害の態様も変化を続けてきた。現在のデジタル著作物の権利侵害は、オンライン環境を利用し、国境を越えた分業により行われることが非常に多い。新興国を含む海外の侵害者は、日本のオークションやその他のインターネットサービスを駆使し、捕捉されることなく、他人の知的財産権を侵害して容易に利益をあげている。このような状況下では、海外で権利侵害物品が製造され、それが輸出され輸入されることを前提として行う一国一国に対する個別の対策ではカバーしきれず、変化するデジタル・オンライン環境での権利侵害の実態に合わせて対策を推し進めていく必要がある。そのために、関係省庁において現行の法令で保護に隙間が生じている点の見直しや、権利者とISPの侵害対策の役割について不断の見直しを行なっていくこと、そのアクションアイテムを知的財産推進計画2014に明記することを強く要望する。

### 1. オンライン認証システムの技術的制限・保護手段としての保護と関連法の改正等

ソフトウェア・ライセンスのビジネスモデルは、CD/DVD等の媒体に記録して提供するものから、オンラインでのダウンロード提供やクラウド利用に移行している。このことは、音楽、ゲーム、映画等においても同様の傾向と考えられる。ダウンロードによる提供やクラウドサービスの普及に伴い、技術的制限・保護手段の回避規制の重要性は増している。

---

<sup>1</sup> BSA | The Software Alliance (BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス) は、グローバル市場において世界のソフトウェア産業を牽引する業界団体です。BSA の加盟企業は世界中で最もイノベーティブな企業を中心に構成されており、経済の活性化とより良い現代社会を築くためのソフトウェア・ソリューションを創造しています。ワシントン DC に本部を構え、世界 60 カ国以上で活動する BSA は、正規ソフトウェアの使用を促進するコンプライアンスプログラムの開発、技術革新の発展とデジタル経済の成長を推進する公共政策の支援に取り組んでいます。BSA の活動には、Adobe, Agilent Technologies, Altium, ANSYS, Apple, Autodesk, AVEVA, AVG, Bentley Systems, CA Technologies, Cisco, CNC/Mastercam, DELL, IBM, Intel, Intuit, Microsoft, Minitab, Oracle, PTC, Rockwell Automation, Rosetta Stone, Siemens PLM, Symantec, Tekla, The MathWorks, Trend Micro が加盟企業として参加しています。詳しくはウェブサイト (<http://bsa.or.jp>) をご覧ください。

### (1) 不正競争防止法の改正

現在の不正競争法における技術的制限手段の定義(2条7項)及び技術的制限手段回避行為の定義(2条1項11号)は、被害が年々増大している不正なプログラム使用と流通の実態に追いついていないため、見直して改定すべきである。

基本的な視点としては、著作物を保護するためのアクセスコントロールの技術には多種多様なものがあり、技術の進歩を妨げないように、特定の手法に限定し過ぎない規定とすべきである。

現在、ビジネスソフトウェアは、オンライン認証のシステム、即ち、正規ユーザーに付与される固有の認証コード(識別子)をネットワークを通じて接続されるサーバー等が認証する仕組みにより違法な複製を抑止する保護技術を用いている。そして、その不正な回避による損害は、様々な調査・情報や実状に基づく推計からして年間数百億を下らない甚大な額となっている。特に、新興国において犯罪的な組織や人員が悪質かつ巧妙な手口で認証コードを不正に入手し、日本国内に流入させ、日本国内で不正なソフトウェアの売買が行われており、海外組織や人員にその利益が還元されている事態は看過できない。オークションやその他インターネットサービスを通じて、日本で容易に不正な利益をあげることができるとの評判が広まれば、日本が海外の不正組織の活動の温床ともなりかねない。日本は、世界最高クラスの知的財産立国として、このような海外組織等に手を貸すことにつながる手段を阻止すべきであるし、ライセンスを取得できないにもかかわらず不正品に対価を支払う日本国民をなくすため、施策を早急に検討すべきである。

以上より、基本的な視点に基づき、オンライン認証の仕組み、認証コードの不正取得・譲渡等の不正な手口を十分に検討し、回避のための機器やプログラムの譲渡に限定せずに不正競争と定義して有効な対策となるよう、不正競争防止法を改正することを要望する。

### (2) 準則の改定

経済産業省が公表している「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」では、制限がかけられたソフトウェアの制限の解除(iii68-iii78)や、デジタルコンテンツのアクセス・コピーをするために必要なID・パスワードのインターネット・オークションへの出品やインターネット上に掲載すること(ii49-ii59)に関する不正競争防止法の適用に関しての記述がある。しかしながら、いずれの記述も、上記(1)で述べたような最近のオンライン認証の仕組み、認証コード不正取得の実態、実際のクラックツールの動作を踏まえたものとは言えないため、少なくとも適用場面を限定すべきで、現状を踏まえて、技術的制限手段該当性や技術的制限手段回避プログラム該当性に関し追記・修正して、円滑なエンフォースメントを阻害しないようにすべきであり、その旨要望する。

### (3) 著作権法の改正

著作権法の技術的保護手段及び回避行為に関する規制についても、上記(1)と全く同様のこ

とが当てはまる。すなわち、まず、基本的な視点としては、著作物を保護するためのアクセスコントロールの技術には多種多様なものがあり、技術の進歩を妨げないよう、特定の手法に限定し過ぎない規定とすべきである。また、オンライン認証の仕組み、認証コードの不正取得・譲渡等の不正な手口を十分に検討し、回避のための機器やプログラムの譲渡に限定せずに著作権侵害として有効な対策となるよう、著作権法を改正することを要望する。

## 2. ソフトウェアに関するダウンロード違法化

2009年及び2012年の著作権法改正により、著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う行為は、私的使用目的の複製であっても違法とされ、刑事罰の対象となる。同様の状況でのソフトウェアのダウンロードは違法とされておらず、これによりプログラムの著作物の著作権者への被害が拡大している。何らかの不正ダウンロードが関連する事案による被害は、被害に関する様々な調査・情報や実状に基づく推計からして数百億円にのぼる。すなわち、オンラインを利用したボーダレスなデジタル著作物の権利侵害が進んでいるため、海外（特に新興国）で違法に公衆送信を行う者が、P2P、クラウド上のストレージ領域、ウェブサイトを使ってソフトウェアを日本国内の者にダウンロードさせる場合に、P2P、クラウド上のストレージ領域、ウェブサイトを使ってダウンロードさせる者を特定する情報が十分ではないため、これらの者を捕捉できなかつたり、在外者であって有効なエンフォースメントができないことが良くある。このような違法な公衆送信がはびこるのは、これをダウンロードする必要があるためであり、不正なダウンロードの対策が必要である。ビジネスソフトウェアは、一般的に、著作権者の運営するダウンロードサイト以外のP2P、クラウド上のストレージ領域、ウェブサイト上で流通するものではなく、他のデジタル著作物に比しても、ユーザーに違法自動公衆送信であることが判別し易い著作物であり、違法化することに大きな問題もない。

以上のソフトウェア業界の被る被害や、ボーダレスな権利侵害による他国の犯罪の温床とならないため、著作権法の必要な改正を行い、ソフトウェアのダウンロード違法化について法整備を行うべきである。

以 上